

金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する
業務・システム最適化計画

2006年（平成18年）3月28日
2008年（平成20年）8月7日一部改定
2011年（平成23年）5月16日一部改定
金融庁行政情報化推進委員会決定

第1 金融検査及び監督並びに証券取引等監視等に関する業務・システムの概要
金融検査及び監督並びに証券取引等監視等に関する業務・システムの概要
は次のとおりである¹。

1. 金融検査に関する業務

金融機関等に対する検査の目的は、銀行法等各種法令に基づき、預金者等の保護、信用秩序の維持等に資するために、預金取扱金融機関、保険会社、金融持株会社、政策金融機関及び貸金業者等への立入検査を通じ、金融機関等の財務の健全性、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢等を検証することである。金融検査に関する具体的な業務としては、次のものがある。

(1) 検査企画業務

金融検査に関する検査基本方針・検査基本計画の策定や検査実施計画の策定並びに必要な情報の収集・分析に関する業務、検査手法の開発や検査に必要な基準の策定に関する業務及び検査事務の指導に関する業務。

(2) 検査業務

金融機関等に立ち入り、経営管理や財務の健全性、業務の適切性等を検査する業務（「平成17検査事務年度検査基本計画」においては同事務年度中約700件を計画。2005年（平成17年）4月1日現在における検査対象金融機関数は約8,000先）。

(3) 審査業務

検査報告書の審査、検査結果の通知、検査報告書その他検査関係資料の管理、検査結果に関するデータの整備・分析に関する業務。

(4) 研修業務

金融検査に従事する職員の研修に関する業務。

¹ ここに示す業務は、最適化計画策定にあたってその機能に着目して業務内容を分析したものであり、金融庁設置法等の所掌事務とは異なる観点での分類となっていることに留意する必要がある。

2. 金融監督に関する業務

金融監督の目的は、銀行法等各種法令に基づき、許認可等、モニタリング及び行政処分等の業務を通じ、預金者等の保護、信用秩序の維持等を図ることである。金融監督に関する具体的な業務としては、次のものがある。

(1) 許認可等業務

銀行法等各種法令に基づき、金融機関等からの申請を受付け、その内容を適正に審査し、許可・認可・承認等を行う業務。

(2) モニタリング業務

金融機関等のリスクの状況に係る計数（例えば、市場リスク、流動性リスク、信用リスクに関する情報等）等について報告を求め、分析を行うほか、ヒアリング等を行う業務（監督局が行うオフサイトのチェック）。

(3) 行政処分等業務

前述のモニタリング業務の結果等に基づき、必要に応じ、金融機関等への報告徴求や業務改善命令の発動等を行う業務。

(4) 照会対応業務

法令照会（法令適用事前確認手続及び一般法令解釈に係る書面照会手続制度等に基づくものを含む。）及び苦情・相談等への対応を行う業務。

(5) 危機対応業務

経営破綻に陥った金融機関の破綻処理、資本増強等による金融機関等の経営改善の促進及び預金保険機構等の監督等を行う業務。

(6) 制度企画業務

金融市場における環境の変化や時代のニーズに応じて、総務企画局が行っている制度企画とは別に、監督指針や事務ガイドラインの策定及び改定等の実務面における制度企画を行う業務。

3. 証券取引等監視等に関する業務

証券取引等監視等の目的は、金融商品取引法（旧証券取引法）（以下「金商法」という）等各種法令に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された検査等の権限及び監視委員会固有の権限である犯則事件の調査権限により、監督行政部門から独立したルール遵守の監視役として、公正・公平かつ透明で健全な市場構築のため中核的な役割を果たしていくことである。証券取引等監視等に関する具体的な業務としては、次のものがある。

(1) 証券検査に関する業務

① 検査企画業務

証券検査基本方針及び証券検査基本計画の策定や、検査実施計画の策

定並びに必要な情報の収集・分析に関する業務、検査手法の開発や検査に必要な基準の策定に関する業務、検査事務の指導に関する業務。

② 検査業務

金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会、金融商品取引所等に対する臨店等により、取引の公正性及び財務の健全性等の検査を実施する業務。

③ 審査業務

検査報告書の審査に関する業務。

(2) 取引審査業務

株価が急騰・急落した銘柄や投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な事実が発生した銘柄等を抽出し、当該銘柄について、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会、金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を実施する業務。

(3) 課徴金調査・有価証券報告書等検査業務

① 課徴金調査

内部者取引等の違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金商法の一定の規範の違反者に対し、金銭的負担を課する行政上の措置を勧告するための調査業務。

② 有価証券報告書等検査

金商法の規定に基づき、有価証券報告書等の提出者に対し、報告もしくは資料の提出を求め、又は帳簿書類等の検査を行う業務。

(4) 犯則事件の調査に関する業務

犯則事件（重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引等）を調査する必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えの強制調査を実施し、犯則の心証を得たときは、告発する業務。

(5) 研修業務

証券取引等監視等に従事する職員の研修に関する業務。

4. 金融検査及び監督並びに証券取引等監視等に関する業務の体制

金融検査及び監督並びに証券取引等監視等の業務は、検査局、監督局及び証券取引等監視委員会事務局に所属する964名(2005年(平成17年)度末)の職員(金融庁の総定員1,294名の約75%に相当)の体制で実施しているほか、金融庁及び証券取引等監視委員会から委任を受けた北海道財務局、東北財務局、関東財務局、北陸財務局、東海財務局、近畿財務局、中国財務局、

四国財務局、九州財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局財務部（以下、「財務局等」という。）の職員 1,431 名(2005 年（平成 17 年）度末)が業務にあっている。

5. 金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関するシステム

金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する現状のシステムは次の 3 システムであり、各システムの調達、開発及び運用はシステムごとに個別に実施されている。

(1) 金融検査監督データシステム

金融検査監督データシステムは、業務の効率化・高度化を図るため、「検査結果情報」、「財務会計情報」をデータベースに蓄積し、金融検査及び監督業務を支援するシステムである。このシステムは、クライアント・サーバ方式を採用しており、金融庁及び各財務局等の LAN のクライアントパソコンから、随時、情報の登録・検索などが行える。

(2) 金融庁統合モニタリング・分析システム

金融庁統合モニタリング・分析システムは、金融機関の経営の健全性等を把握するため、市場リスク、流動性リスク及び信用リスクの状況等に関する各種情報をデータベースに蓄積し、これらリスク情報の分析の高度化を可能とすることで、金融監督業務を支援するシステムである。また、このシステムは、Web 形態を採用し、金融庁及び財務局等の LAN のクライアントパソコンから、随時、情報の登録・検索等が行える。

(3) 証券総合システム

証券総合システムは、金融商品取引業者等に対する検査や日常的な市場監視、犯則事件の調査など監視委員会の業務に幅広く活用される総合的な電算システムである。このシステムは、クライアント・サーバ方式を採用しており、金融庁及び財務局等の LAN のクライアントパソコンから、随時、情報の登録、検索、分析等が行える。

第 2 最適化の理念

最適化計画策定にあたっては、電子政府構築計画の理念を踏まえ、金融市場及び証券市場の環境変化に迅速かつ柔軟に対応するために、業務・システムの見直し及び情報技術を活用した業務の効率化を推進することを目的とする。

また、金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務においては、共通する情報を利用するほか、業務処理方法に関し一部を標準化することが可能であると考えられ、業務で使用する情報システムに対する要求事項についても、

対象ユーザ（金融庁及び財務局等の職員、金融機関等）や機密情報のセキュリティ管理等、共通性を有していることから、全体最適化の観点から当該3業務を統合的にとらえてこれらの業務を一元的にサポートする情報システムを構築することが可能と考えられる。これらを踏まえ、これまで個別に調達、開発及び運用されてきたシステムを統合して構築し、システムの調達、開発及び運用の合理化を推進し、最適化効果を極大化することを目的とする。

なお、上記のようなシステムの統合の方向性を踏まえ、「金融検査及び監督業務」並びに「証券取引等監視等に関する業務」の個別府省業務・システムの見直し方針に関する最適化計画は、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務の業務・システム最適化計画」として策定することとした。

本最適化計画においては、金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務について、次のような基本理念に基づき業務・システムの最適化を実施する。

- (1) 金融・証券市場の変化への迅速かつ柔軟な対応及び個別業務の実効性・効率性の更なる向上を図る。
- (2) 各局内、各局間、各局と財務局等の間及び財務局間の情報利用の高度化による業務の実効性・効率性の向上を図る。
- (3) システム統合による合理化を推進しつつ、情報技術の動向に的確に対応した強固な情報セキュリティの確保を図る。

第3 最適化の実施内容

金融検査及び監督業務並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システムについて、現行のシステムで実現していた機能に加え、次に掲げる内容を実施することにより、最適化を実現する。

これにより、単年度で約2.1億円（4年間で約8.3億円、いずれも試算値。以下、「単年度（4年間）」の試算値を示す。）の経費の削減及び約9,450日（約37,800日）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

1. 金融機関等からの情報受領方法の高度化

金融機関等からの情報の受領を電子的に行うこと等により、業務の効率性及び情報伝達の安全性の向上を図る。同時に、情報の提供者である金融機関等の利便性の向上を図る。

(1) 検査時における資料徴求の効率化・電子媒体化の推進

金融機関等からの情報を電子的に入手・管理するとともに、紙面の電子化等を通じ、高いセキュリティのもとに有効な活用が可能な仕組みを実現する。

(2) 監督における定例報告等のオンライン化

金融機関等からの定例報告等（リスク関連情報を含む。）や、随時実施されるアンケート調査及び預金取扱金融機関から徴求している金利情報等について、電子申請・届出システムや金融庁統合モニタリング・分析システムの仕組みを利用して、金融機関等から直接オンラインによる報告を可能とする機能を拡充する。

また、報告徴求の項目等の見直しや新たな定例報告の徴求にあたっては金融業界との意見交換を行うこと等により、金融機関等の事務負担の軽減を図ることにも留意する。

（３）証券取引審査業務における情報受領方法の高度化

証券取引審査業務においては、徴求したデータ登録時のエラー発生についての内容確認やエラーの除去の対応等を担当者が行わなければならない、迅速に分析結果を出力することができないだけでなく、本来業務である審査業務時間が十分に確保できない状況にある。

このため、現在、金融商品取引業者等からフレキシブルディスク等で受領しているデータを、電子申請・届出システム等を通じて受領できるように検討し、自動的にシステムに取り込む仕組みを構築する。また、エラーの原因となっている徴求データの粒度（単位時間当たりの取引量）の見直しも図りつつ、データ形式のチェックを自動化する。

（４）金融機関等の電子申請・届出の促進

申請・届出及び報告の徴求等にあたっては、金融機関等が電子申請・届出システムや金融庁統合モニタリング・分析システムの仕組みをより一層利用することで、情報伝達の安全性の向上及び金融庁における情報の電子化の促進が図られることから、「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）を踏まえ、申請・届出等手続におけるオンライン利用率の向上に努める。

（５）汎用登録システムの整備

近年、登録・届出による法規制が増加しており（例えば、少額短期保険募集人の登録）、また今後も新たな法律の制定等に伴い登録・届出による法規制の増加が見込まれることから、これらに柔軟に対応できる汎用登録システムを構築する。これにより、制度変更への迅速なシステム対応及び開発費の削減が可能となる。

上記の実施により、業務経費について、現状に比べ、単年度で約27.5百万円（約110百万円）（試算値）の削減が見込まれる。また、担当職員の業務処理時間について、単年度で約1,350日分（約5,400日分）（試算値）の短縮が見込まれる。

2. 情報の蓄積による情報利用の高度化

業務上必要な情報をデータベースに蓄積し、検索性を高めることにより業務の実効性・効率性の向上等を図る。

(1) 当局が受領した情報等の利用の高度化

① 検査現場における情報検索の効率化等

必要に応じて検査現場内に LAN を敷設し、事前徴求資料や作成資料等の情報を適切なアクセス権限とアクセスログ取得等のセキュリティを確保しながら共有化し、迅速な情報検索を可能とする仕組みを構築する。なお、クライアントパソコンとして、シンクライアントパソコンの活用について継続的に検討する。

② 監督において受領した情報の利用の高度化

金融機関等から提供され監督部局が保有する各種届出書類や金融機関の財務情報等について、適切なアクセス権限の下で、監督局内、監督局及び財務局間並びに財務局間の情報利用を高度化する。また、検査局及び証券取引等監視委員会からも適切なアクセス権限の下、当該情報を利用できる仕組みを構築する。

情報利用の高度化に際しては、対象となる情報を一元管理できる仕組みを設ける。その方法としては、電子化により利便性の向上が期待できる許認可の審査書については、テキストデータやイメージ等の方法で電子化を行いシステムで管理する。また、紙面により保存する届出書類等は、必要に応じて、IC タグ等を利用した新しいファイリングシステムを導入し、保管場所についてシステム管理を行う。

③ 一般から提供される情報の利用の高度化

利用者相談室や証券取引等監視委員会等にインターネット等を通じて一般から提供される情報について、電子的にデータベースに蓄積し、情報の検索性を高める仕組みを構築する。

(2) 知識情報の利用の高度化

金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務において生じる判断情報等の知識情報をナレッジデータベース（知識データベース）等の適切な技術により蓄積し、検索性を高めることで業務の実効性・効率性の向上等を図る。また、各局間で従来から行われている情報の連携についても高度化を図る。

① 検査業務及び証券取引等監視等業務における知識情報

検査における指摘事例や検査業務に関する照会・指導事例、意見申出やその対応結果、検査結果報告書や検査結果通知書等について、ナレッジデータベースを構築する。また、監督局又は財務局等との間でも、適

切なアクセス権限に基づき、情報の連携を図る。

なお、検査報告書等、内部で作成され、紙面で保存されているものについては、必要に応じて、一定年数遡って電子化を行う。

② 検査事例等の知識情報（検査官研修業務の効率化等）

検査官研修に必要な情報について、指導係や研修講師等に対して適切なアクセス権限を付与することで、指摘事例や照会事例等の情報を適時検索し、研修カリキュラムに沿った適切な研修素材を収集できる仕組みを構築する。

なお、検査官研修の実施方法としては、実施場所や時間の制約が少ないなどの長所を持つオンライン研修サービス（eラーニング）を講義形式等による研修と併せて実施する。

③ 許認可の内容審査等に関する知識情報

監督局及び財務局等で行う許認可等の情報をデータベースに蓄積し、新たな許認可事例等の審査における参考情報としての活用及び統計データの作成等を容易にする。

④ 行政処分事例の知識情報

監督局及び財務局等で行う行政処分等（貸金業者への登録取消し等の行政処分を含む。）の情報をデータベースに蓄積し、過去事例の検索及び統計データの作成等を容易にする。

⑤ 照会対応履歴等の知識情報

法令照会及び苦情・相談等に関する対応履歴をデータベースに蓄積し、対応履歴の検索及び分析等を容易にする。特に、法令照会については、対応履歴の法令・条項ごとの管理が必要であるほか、苦情・相談については、金融機関等の不適切な行為の発見の端緒となるものでもあり、金融検査・監督業務において重要な役割を果たすものであることから、金融機関ごと・内容ごと等の視点からの分析を可能とする仕組みが必要である。

上記の実施により、業務経費について、現状に比べ、単年度で約3百万円（約10百万円）（試算値）の削減が見込まれる。また、担当職員の業務処理時間について、単年度で約6,050日分（約24,200日分）（試算値）の短縮が見込まれる。

3. 情報交換の効率化

（1）検査・調査現場との情報交換の効率化

技術動向の進展を勘案した上で、金融庁や財務局等と検査・調査現場間の

通信環境を可能な限り安定かつ高速なものとし、適切なセキュリティ管理のもとに、検査・調査現場からも金融機関等の財務情報や照会事例、過去の指摘事例等の情報の検索・閲覧を円滑に行える仕組みを構築する。

(2) 財務局等及び遠隔地との情報交換の効率化・迅速化

遠隔地であることを意識せずに情報交換等をより効率的・効果的に運営し、一層迅速な業務の実施を可能とするために、Web 会議等の遠隔地間の情報交換を促進する技術を導入する。

上記の実施により、業務経費について、現状に比べ、単年度で約 0.3 百万円（約 1 百万円）（試算値）の削減が見込まれる。また、担当職員の業務処理時間について、単年度で約 500 日分（約 2,000 日分）（試算値）の短縮が見込まれる。

4. 分析支援等の情報システム機能の整備

(1) バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）に対応する検査業務及び監督業務を支援する情報システム機能の整備

信用リスクに係る内部格付手法の適切性の検証等のために活用できるようにシステム機能を整備する。また、市場リスクについても、より高度なリスク計量の検証ができるようにシステム機能を整備する。

(2) 金融におけるコングロマリット化に対応する業務を支援する情報システム機能の整備

金融におけるコングロマリット化の進展等に対応するため、金融機関等から受領した情報等の利用及び分析にあたって業態横断的な視点も必要となることにも留意しつつシステムを構築する。

(3) 証券取引審査業務における分析機能の高度化

個人投資家によるインターネット取引が急速に拡大し、不公正な取引が顕在化する等、証券市場を取り巻く状況は大きく変化しており、市場動向の量的・質的变化に対応できる高度な分析手法の確立等を通じ、業務支援を充実させることが求められる。

取引等の審査においては、取引量の飛躍的増大により、データ突合時の不整合の修正に時間がかかっていることから、今後の対応が困難になることが見込まれる。このため、株数、注文取消しなど、鍵になるデータをもとに、分析に際して異常値等を自動的に抽出する仕組みを構築する。

(4) インターネット上の公開情報の収集方法の効率化

取引審査及びその後の調査等において必要となる、インターネット上の公開情報の収集のため、現在インターネット巡回監視システムが稼動して

いるが、インターネット技術の進歩に適切に追従できる仕組みとなっておらず、公開情報の収集は限定的なものとなってきたことから、システムを再構築する。

(5) 証券取引等監視等業務に係る調査・検査業務の高度な分析等に関する分析ツールの整備

有価証券報告書等検査に関する業務においては、収集・徴求した有価証券報告書等のデータを高度に分析する必要がある。最適化にあたっては、「有価証券報告書等に関する開示システム（EDINET）」のデータの二次利用を可能とし、より迅速で高度な検査を実現する。また、調査業務においても、収集・徴求したデータに対し、高度な分析が必要となるため、大量データの中から各項目間の関連性の分析に適したデータウェアハウスのような情報蓄積とインテリジェント型分析ツール等のアプリケーションツールにより、高度な分析ツールを組み合わせることで業務を進め、最小の経費で高度な分析を可能とする。

(6) 各種報告書等の作成支援機能の高度化

金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務においては、業務結果について報告書等を作成しており、これらの報告書等が事例として保存され、再活用されている。また、機密事項を含む場合に、必要に応じて別途、概要報告書を作成することもあり、概要報告書の効率的な作成を支援する機能が必要とされている。さらに、検査業務では「金融検査評定制度」に対応するための、個別指摘事項を総括していく過程を支援する機能も必要とされている。

そこで、各種データベースやその他情報と連携しながら、テンプレートやXML等の技術を使用することにより、報告書等の効率的な作成を支援し、再活用しやすい形で自動的にナレッジデータベース等へ保存する仕組みを構築する。

(7) 業務フォロー機能の効率化

検査・調査現場に対する、的確なフォローを実施するためのシステムを構築することにより、業務の効率化を実現する。すなわち、検査班の構成、指示事項、状況等を一覧的に把握する機能を支援するシステムにより、的確な計画策定や計画の遂行状況の把握並びに的確な班編成の実現を図る。

上記の実施により、業務経費について、現状に比べ、単年度で約 10.2 百万円（約 41 百万円）（試算値）の削減が見込まれる。また、担当職員の業務処理時間について、単年度で約 1,550 日分（約 6,200 日分）（試算値）の短縮が見込まれる。

5. 「金融庁業務支援統合システム」の構築

現在稼働している、金融検査監督データシステム及び証券総合システムは、古いシステムであり、業務プログラム修正の都度プログラム等資源の配信作業を行う必要がある等、大きく変化する金融・証券市場の状況に合わせてシステムを変更し、柔軟かつ即時に環境変化に対応することは困難なものとなっている。

これらのシステムの課題を解決しつつ、「第3. 1～4」に記載した最適化の実施内容を実現するため、金融検査監督データシステム、金融庁統合モニタリング・分析システム及び証券総合システムを統合し、「金融庁業務支援統合システム」（以下、「統合システム」という）として再構築を2013年（平成25年）1月までに行う。

（1）統合システムの概要

① 主要機能

統合システムにおいては、データベース、ナレッジデータベース等を設け、検索機能により各種情報活用の高度化を実現するほか、各種分析支援機能を実現する²。

② ユーザインタフェース

金融庁及び財務局等の職員は、金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画において構築された金融庁業務ポータルサイトを介して統合システムを利用する。なお、統合システムの利用者には適切なアクセス権限を付与し、セキュリティの向上を図る。

金融機関等からの情報の受領にあたっては、統合システムのインタフェースを有効活用し、電子化による迅速化、セキュリティの向上を図る。

③ 個別システム及びアプリケーションツールの活用

証券取引審査等に関する高度な分析機能等、その特殊性から統合システムでの実現が適当でないものについては、個別システム及びアプリケーションツール（汎用パッケージソフトウェア）を活用する。

④ システムアーキテクチャ

統合システムの構築にあたっては、業務の変化に伴い徴求項目や検査項目の追加及び変更等が必要となる場合においても、業務プログラムの修正を行わずにシステム定義の変更等で対応可能となる柔軟性の高いシステムアーキテクチャを検討する。

（2）統合システムの構築にあたっての留意事項

² ここで言う「データベース」とは、金融機関等のリスク情報等を蓄積し、「ナレッジデータベース」とは、行政処分事例など判断情報を含む情報を蓄積するものを指します。

統合システムの構築にあたっては、ミドルウェア等の汎用パッケージソフトウェアを活用したオープンシステムを原則とし、その調達にあたっては、競争を原則とする。システムの利用にあたってはアクセス権限の設定等の情報セキュリティの強化を図る。情報セキュリティ及び災害対策に関しては、「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」を基本としつつ以下の措置を図る。

また、現在分散している 3 システムの運用を統合すること等により、運用効率を向上させる。

① 強固なセキュリティの確保

システムを利用するにあたり、情報の機密性及び保有情報の管理責任者等を明確にした上で、局、課室、担当者単位（財務局等を含む。）でのアクセス管理を徹底する等、適切なアクセス管理を行うための認証基盤と個別ファイルへのアクセス権限の管理機能を整備する。これにより情報の漏洩や改ざん等を防止する。

特に、検査・調査業務の結果発生する検査・調査結果報告等の情報に関しては、強固なセキュリティを確保する。検査・調査結果報告等の閲覧の可否や謄本の作成による再利用の可否等のセキュリティレベルを詳細に設定するとともに、電子ファイルに対する電子透かし、データ通信の暗号化、データへのアクセス履歴の管理等のセキュリティ対策、運用態勢の整備を行う。

② 災害対策

情報セキュリティについて、システム面・運用面から必要な措置を講じる。情報の管理にあたっては、災害時等においてデータベースに不具合が発生した場合を想定し、速やかに復旧可能なバックアップ態勢を備えた仕組みを構築する。また、災害時を想定した情報セキュリティに係る連絡体制を整備する。

③ 独自ネットワークから霞が関 WAN 利用による経費の削減

財務局等において金融検査監督データシステム等を利用するために、財務局等と接続している独自ネットワーク（ATM メガリンク、フレームリレー網）を、2007 年度（平成 19 年度）を目途に霞が関 WAN の利用に切り換える。

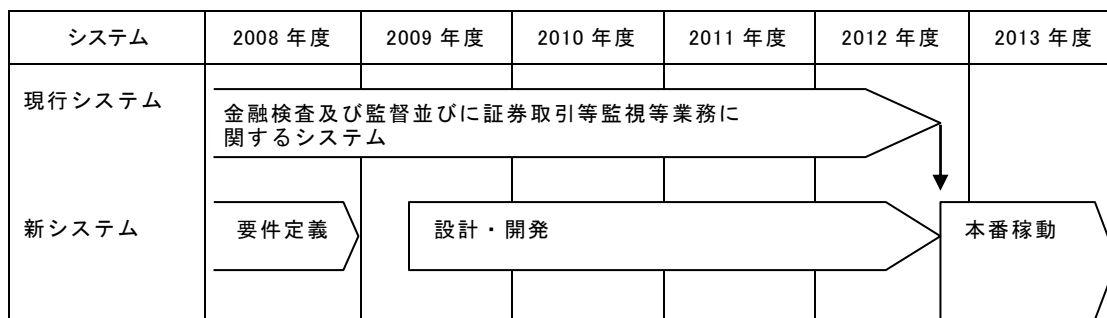
④ システム運用管理の一元化及びヘルプデスクサービス業務の統合

現在分散して設置されているそれぞれのシステムのハードウェア及びネットワークについて、運用管理の一元化及びヘルプデスクサービスの統合化を図ることにより、システム運用管理経費を削減する。

上記の実施により、業務経費について、現状に比べ、単年度で約 167 百万円（約 668 百万円）（試算値）の削減が見込まれる。

第 4 最適化工程表

本最適化計画に基づき、今後開発・運用するシステムについては、次の工程表に基づき検討を行い、実施するものとする。



第 5 現行体系及び将来体系

現行体系及び将来体系は、別紙 1、2 のとおりである。

以上